

# 老朽原発美浜3号の再稼働に同意しないよう求める 質問・要望書

美浜町長 戸嶋秀樹様

関西電力と国は、来年1月にも美浜3号を再稼働しようとしています。40年超の老朽原発の再稼働は、美浜3号が国内で初めてになろうとしています。原発は古くなっても、重要な機器である原子炉容器や電気ケーブルの取替はできず、配管も劣化して安全性に問題があります。

11月20日には、高浜原発で4度目の蒸気発生器細管の損傷が確認されました。これまで3回の損傷で「異物」が原因だとしながら、「異物」を見つけることもなく「靴カバーの徹底」等で済ませてきた結果です。大飯原発3号で見つかった一次系配管の亀裂については、傷の入ったままで運転したいと表明していましたが、規制庁の了解が得られず、しぶしぶ配管を取り替えることになりました。また、ケーブル火災事故や、労災事故も頻発しています。

関電は、原発マネー不正還流事件について「膿は出し切った」などと述べています。しかし、長きにわたり関電に染みついた隠ぺい体質は簡単に変わるものではありません。原発の運転では、安全性よりも経済性を優先させる姿勢は変わっていません。

関電のこのような安全性軽視の姿勢では、老朽原発美浜3号が再稼働されれば、事故と隣り合わせの生活となります。原子力規制委員会は、審査基準に合格したことを確認するだけです。「事故は起きないとか、安全だとは言いません」と公然と述べています。

ひとたび事故が起これば、住民は避難できるのでしょうか。町の避難計画には、避難先が原発立地のおおい町であること、コロナ禍での避難では避難所が足りないこと等々、多くの問題があり、住民の安全という大切な権利が置き去りにされていることを案じます。

さらに、避難計画について、町の皆さんへの説明はほとんどなされていません。私たちは、11月上旬に町内全域でチラシ（別紙）を配布し、避難計画について皆さんの不安の声等を聴いてきました。本来なら、町が率先してやるべきことです。

福島原発事故からもうすぐ10年になります。住民はふる里を追われ、戻ることもできません。それでも東京電力と国は、事故の責任を認めていません。事故が起これば、美浜町はもとより、周辺の市町、関西にも甚大な被害が及びます。それでも再稼働の同意権は立地の町長と福井県知事に限られているという理不尽な状況が続いています。

11月3日以降、関電の原発は全て停止していますが、電気は足りています。危険な老朽原発美浜3号を再稼働する必要はありません。再稼働に同意しないよう強く求めます。

以下の要望と質問に回答をお願いします。

## 【要望事項】

1. 原発立地のおおい町に避難すること、コロナ禍では避難所が不足すること等、避難計画には根本的な問題があり、町民の安全を守ることはできません。避難計画の実効性が確認できるまでは、老朽原発美浜3号の再稼働には同意できないと表明すること。

2. 高浜原発では、蒸気発生器細管の損傷事故が4回も起きています。高浜4号の細管の損傷原因が完全に解明されるまで、美浜3号の運転再開には同意できないと表明すること。

3. 立地の町長の責任として、被害だけを受ける周辺自治体にも再稼働の同意権が認められてしかるべきだと表明すること。

## 【質問事項】

### I. 美浜町の避難計画について

下記で「町の避難計画」とは、「美浜町広域避難計画要領」（2020年4月改定）を指す。

[http://www.town.mihama.fukui.jp/open\\_imgs/info/0000012696.pdf](http://www.town.mihama.fukui.jp/open_imgs/info/0000012696.pdf)

#### 1. 県内避難先について

##### (1) 原発立地のおおい町に避難することについて

町の避難計画では、避難先はおおい町と大野市の二か所です。風向きによって、どちらか一方に避難することになっています。若狭湾の地震により美浜3号で事故が起こるときは、同時に大飯原発もその地震の影響を受ける恐れがあります。その時に風が大野市側に吹いていれば、大野市にも、おおい町にも避難することはできなくなります。

原発事故で避難するのに、原発立地の町が避難先という計画については、10月31日の住民説明会でも懸念する意見が出されました。また、私たちが行った美浜町での全戸チラシ配布・戸別訪問でも、おおい町に避難することを心配される多くの声を聴きました。

避難先として、おおい町は外し、計画を抜本的に見直すべきではないでしょうか？

##### (2) コロナ禍では、避難所が足りないことについて

おおい町は人口約8,100名の町ですが、そこに約9,300名の美浜町民が避難することになっています。町の人口よりも多い避難者を受け入れることはほとんど不可能です。さらに、おおい町の避難所はわずか10か所の体育館等です。

とりわけコロナ禍での避難では、避難所は足りません。内閣府や福井県、おおい町のガイドラインでは、コロナ禍での避難スペースは、一人4m<sup>2</sup>で、前後左右に2mの間隔をあけるように指示されています。

私たちは10月22日に、おおい町に申入れに行きました。おおい町は「コロナ禍では美浜町民を受け入れるスペース等に問題がある」と認めています。そして「福井県と協議したい」とも述べましたが、いつまでに協議するのか等の具体的な回答はありませんでした。

さらにおおい町は、「(一人分のスペースである)4m<sup>2</sup>に家族4人が入ってもらうこともある」などと述べています。美浜町民の避難生活への配慮の姿勢は見られませんでした。

①避難受入について、おおい町と協議されていますか？

②避難スペースの問題からも、避難先として、おおい町は外すべきではないでしょうか？

#### 2. 県外避難先がないことについて

嶺南の原発立地市町では、県内避難先と県外避難先が設定されています。高浜町とおおい町は兵庫県へ、敦賀市は奈良県へと、100km程離れた県外に避難先を確保しています。

美浜町では、なぜ県外避難先を設定していないのですか？

### 3. 安定ヨウ素剤の保管場所が役場一か所だけということについて

嶺南の市町では、安定ヨウ素剤は複数の場所で保管されています。しかし美浜町では、役場一か所で保管しているだけです。緊急避難時に、役場から一時集合場所まで運び、問診等を受けてやっと町民は安定ヨウ素剤を受け取ることになります。これでは、避難を開始するまでに時間がかかってしまいます。安定ヨウ素剤は早期に服用しなければ効果はありません。

(1) 住民の安全を守り、速やかに避難するためには、30km 圏内でも事前配布が必要ではないでしょうか？

(2) 少なくとも複数個所で保管する必要があるのではないのでしょうか？福井県から学校や保育園で備蓄するようにとの要請はありませんでしたか？

### 4. UPZ内の在宅の要援護者の避難について

UPZの在宅の要援護者は何名ですか？避難手段や福祉避難所等は決まっているのでしょうか？

### 5. スクリーニング場所について

(1) 町の避難計画(24頁)では、県内のスクリーニング候補地31か所の一覧が示されているだけです。緊急避難時のスクリーニング場所は具体的に決まっていますか？

(2) 避難経路として、舞鶴若狭自動車道が想定されています。若狭美浜ICから高速に入り、大飯高浜ICで降りる計画になっています。

この場合、スクリーニングはどこで実施するのですか？おおい町に入ってから実施するのですか？

### 6. 町民への説明について

美浜原発3号の再稼働については、10月31日に、参加者を200名に限定した住民説明会が開かれただけです。

私たちは、11月の中旬に6日間でのべ34名が参加して、美浜町内全域でチラシを配布し、避難計画について、町の人々の声を聴いてきました。連日、街宣車でも訴えてきました。

多くの皆さんが、おおい町に避難することを知らず、驚いていました。生まれて半年ほどの赤ちゃんを乳母車に乗せて散歩していた若いお母さんは、安定ヨウ素剤が役場にしか保管されていないことを初めて聞いて、不安だと話されていました。昨年と一昨年の防災訓練に参加された方は、訓練に参加しただけで詳しいことは知らない。町の皆さんのいくつかの声は別紙にまとめています。

そして、町から避難計画について説明を受けたことはない、多くの皆さんが語られていました。住民への説明は、町がまずやるべきことのはずです。

(1) 住民の安全を守るためには、地区の集まりや、戸別訪問等をして、避難計画を具体的に説明すべきではないのでしょうか？

(2) その上で、不安の声等をくみ取り、計画を見直すべきではないのでしょうか？

### 7. 避難計画と再稼働同意について

住民の安全を最優先にすれば、実効性のある避難計画ができるまでは、再稼働には同意できないのではないのでしょうか？

## Ⅱ. 高浜原発で4回も立て続けに起きている蒸気発生器細管の損傷事故について

定期検査中の高浜4号で、11月20日に、またも蒸気発生器（SG）細管4本で減肉が見つかりました。3台あるSGのうち、A-SGで1本、C-SGで3本、いずれもこれまでと同様、第3管支持板の下の位置で発生し、外面からの減肉とみられます（減肉率は25～36%で、長さ7～9mm、幅3～9mmの傷）。関電は今後「原因とみられる異物を探す」としています。

高浜原発では、同様のSG細管損傷事故が立て続けに起きています。2018年9月に3号機、2019年10月に4号機、2020年2月に3号機、そして今回の4号機です。これまで3回の事故では、細管を損傷させた原因は「異物の混入による」としながら、「異物」を見つけれないまま「靴カバーの徹底」等で済ませてきました。

これまで滋賀県や京都府は、関電に対し「異物」を特定するよう厳しく求めてきました。しかし、原子力規制委員会・規制庁は、「異物」を特定しないままでの運転再開を3度も認めてきたのです。安全性を軽視したいいかげんな対応によって、今回の4号機の損傷も生じたのです。関電と規制委員会の責任は重大です。

配管等が劣化している老朽原発美浜3号で同様の細管損傷が起これば、一次冷却水喪失という大事故につながる危険性があります。関電自身が「異物」管理ルールに原発サイト毎に差異はないと認めている以上、美浜3号でも同様の細管損傷事故が起こる可能性があります。実際、美浜2号で1991年2月9日に起こった細管破断事故が思い出されます。

高浜4号の細管の損傷原因が完全に解明されるまで、美浜3号の運転再開には同意できないのではないのでしょうか？

## Ⅲ. 再稼働の同意権のない周辺住民に対して

美浜原発から30km圏内には、福井県内だけでも、敦賀市・若狭町・小浜市・南越前町・越前市・越前町の約22万人が暮らしています。滋賀県の高島市・長浜市も30km圏内に入り、約5万人以上の住民が日々の生活を営んでいます。美浜3号で事故が起これば、関西1,400万人の命の水源である琵琶湖も汚染されてしまいます。滋賀県は、関電や国に対して、立地並みの同意権を求めています。認めようとしません。再稼働の同意権は、立地の町長と福井県知事に限られ、被害地元となる周辺自治体と住民は置き去りにされています。再稼働について意見を述べる権利はなく、被害だけを受けるとするのは、あまりにも理不尽です。

茨城県では、立地の東海村村長が呼び掛けて、周辺自治体にも再稼働の同意権が認められています。

立地の町長の責任として、福井県内外の30km圏自治体にも再稼働の同意権が認められてしかるべきだと表明すべきではないのでしょうか？

2020年11月26日

ふるさとを守る高浜・おおいの会

安全なふる里を大切に作る会

避難計画を案ずる関西連絡会（連絡先団体：グリーン・アクション/ 原発なしで暮らしたい丹波の会/

脱原発はりまアクション/ 原発防災を考える兵庫の会/ 美浜の会/ 避難計画を考える滋賀の会）